



## 1.介護職員の給与引き上げについて

ニュース等で報道されているように、令和 4 年 2 月より介護職員を対象に、収入を 3%程度(月額 9,000 円)引き上げる措置が検討されています。(令和 4 年 10 月からは介護報酬へ組み込む方針で協議中)

**※現在も協議中のため、今後変更となる可能性があります。**

概要(協議中のため変更の可能性あり)	
対象期間	令和 4 年 2 月～9 月の賃金引き上げ分(令和 4 年 10 月からは介護報酬での対応を検討)
補助金額	対象介護事業所の介護職員(常勤換算)1 人当たり月額平均 9,000 円の賃金引き上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の報酬額に加算率を乗じた額を支給。
取得要件	処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所(現行の処遇改善加算の対象サービス事業所)等 ※(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(販売)福祉用具、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援は対象外
対象職種	介護職員 ※事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
交付方法	対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して補助金支払。

(参照)「介護給付費分科会第 204 回 資料 1「介護現場で働く方々の収入の引上げ(「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」・令和3年度補正予算等)について(報告)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000863591.pdf>)

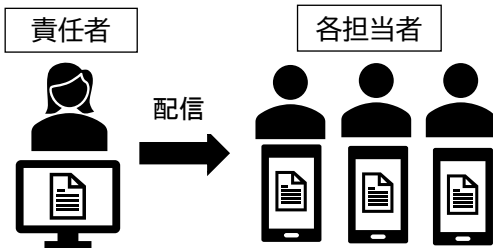
## 2.提供記録簿アプリの新機能のご紹介(訪問介護/看護の記録簿アプリユーザー様へ)

提供記録簿アプリについて、よりご活用いただけるよう、新たに下記の機能を追加しております。詳細はここで書ききれませんが、より詳しく知りたい機能がございましたら差分マニュアル(介五郎のメッセージリストから取得できます)をお読みいただくか、弊社サポート窓口(06-6975-5655)へお気軽にお問合せください。

①担当者未設定の予定配信	担当者を指定しないことで全担当者にむけて予定を配信できるようになりました。
②提供履歴の共有	過去のサービス提供記録を担当者間で共有できるようになりました。
③指示配信日時記録	責任者から各担当者へ指示を配信した日時を記録できるようになりました。
④指示再確認フラグの追加	あとで内容を確認したい指示だけしぼり込んで表示できる機能を追加しました。

※③④は連絡票を使用している場合の機能です

### 新機能①「担当者未設定の予定配信」のイメージ

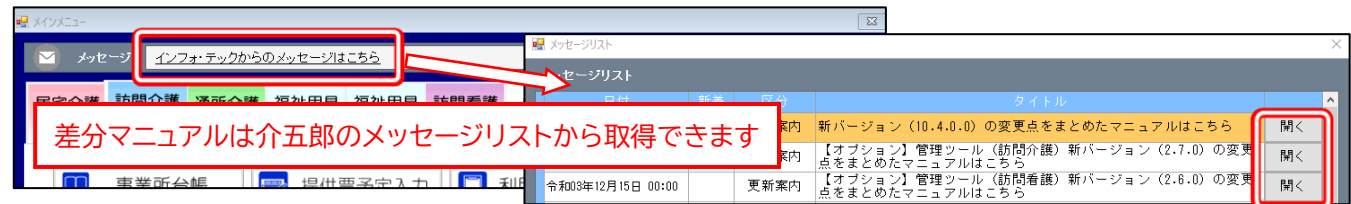


担当者を指定せずに予定を配信  
→全担当者のスマホに予定を表示  
※1 人の担当者が自分のサービスとして登録するとその担当者のスケジュールになります

### 新機能②「提供履歴の共有」のイメージ



スマホアプリの新規作成画面で任意の利用者のサービス提供履歴を閲覧できます  
※管理ツールの環境設定とアプリのログイン画面「新規作成を表示する」のチェックが必要です



開発グループ 黒田 直大

まもなく令和も 4 年になります。個人的感覚では令和になったのがつい最近のように思え、時の流れるスピードには驚くばかりです。しかしながら時代に取り残されないように、色々なものを吸収できるよう頑張っていければと思います。